

一般社団法人日本パラ水泳連盟

J-FCSクラス分け規則

2024 版 (2024 年 6 月以降)

このクラス分け規則は、2024 年一般社団法人日本パラ水泳連盟（以下「JPSF」という。）主催・共催大会やJPSF地域指定大会およびJPSF公認大会において適用される。従来からJ-FCSクラス分け規則は、世界パラ水泳連盟（以下「WPS」という。）の規則に準拠して設定されている。

2018 年 1 月にWPSがクラス分け規則を改定した。これに基づきJ-FCSクラス分け規則も国際に準じるように改定した。

2018 年WPSクラス分け規則に基づき、国際クラス分けを受検した競技者及び国内見直しの対応をした競技者においては新しいクラス、コード・オブ・エクセプション（Codes of Exception:CoE）を適用する。

さらに 2022 年 8 月、WPSクラス分け規則の視覚障害に関する事項が改定された。

J-FSCクラス分け規則制定の背景：2015 年に国際パラリンピック委員会より国際クラス分け規程（CODE）が制定され、国際競技連盟、各国パラリンピック委員会、国内競技団体も 2018 年以降それに準拠したクラス分け規則を設定することが義務化されている。2024 年 4 月 1 日公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会クラス分け規程の制定を受けて当連盟も調整しているところである。

参照

[JPC クラス分け紹介ビデオ（クラス分け委員会 クラス分け情報・研究拠点）](#)
(youtube.com)

1. 総則

1. 1 クラス分けの意義

クラス分けとは、障がい者の水泳競技において対象となる障害を明確にし、対象となる障害の影響を最小限に抑え、競技パフォーマンスの優劣こそが勝敗を決めることを確証するために設けられた競技クラスに、競技者をグループ分けすることである。障害のある競技者が公平・公正に競技を行うために不可欠なものである。そのためクラス分け評価を受けるにあたり、競技者は十分なトレーニングを実施していることが望まれる。また、クラス分け評価は、競技と同じように全力で行わなければならない。クラス分け委員の指示に協力し、すべてのテストにおいて全力を発揮しなければならない。クラス分け評価においても競技同様フェアプレイの精神が不可欠である。

1. 2 J-FCSクラス分け規則の適用とクラスやステータスの構成

1. 2. 1

このクラス分け規則は、IPCクラス分け規程、WPSクラス分け規則、JPCクラス分け規程を基にして日本国内の状況を加味して制定されており、JPSFの主催・共催する大会や公認する地域指定大会等に適用する。

「J-FCSクラス分け規則」の「J」は“日本”のという意味で、「FCS」は機能的クラス分けという意味を表わし、日本国内におけるクラス分けに関する規則を定めている。

1. 2. 2 クラスの構成

クラス分け評価を受けた競技者には、クラスとステータスが付与される。クラスは障害概要と障害の程度を表す。

Sは自由形・背泳ぎ・バタフライ、SBは平泳ぎ、SMは個人メドレーを表し、それぞれの泳法と数字でクラスを分けている。例えば「SB5」は平泳ぎに出場するときのクラスは5という意味である。

肢体不自由は切断、脊髄損傷、脳性まひ、低身長等の障害の種類に関係なく、S、SB、SMという泳法ごとに必要な運動機能等によってグループ分けされる。

下表にクラスの構成を示す。

クラス	障害の概要
1～10	肢体不自由、低身長。数字が小さい方が障害は重度。SBは1～9まで
11～13	視覚障害。数字が小さいほうが障害は重度
14	知的障害。知的障害は、WPSクラス分け規則及び日本知的障害者水泳連盟の規定による。
15	聴覚・音声・言語障害。このクラスは日本独自のクラスである。

21	S1～13（SB1～13，SM1～13）に該当しない場合（障害が軽度である、医学的情報が十分に提示されないためクラス分けが完了しない、WPSクラス分け規則の適格障害に該当しない等）。このクラスは日本独自のクラスである。
意図的不実表示（IM）	JPSF主催大会等のクラス分け評価にて医学的情報、フィジカルアセスメント、テクニカルアセスメント（ウォーターテスト）、競技観察に大きな差異がみられるなど整合性が得られない場合やパフォーマンスが一定しない、あるいは虚偽の申告などにより意図的不実表示と見なされた場合。その時点から競技会への参加は認められない。その時点から4年間はJPSF主催大会及び地域指定大会等には出場できない。

1. 2. 3 ステイタス（確定度合い）の構成（別表1A・B参照）

クラス分け評価を受けた競技者には、クラスとステイタスが付与される。ステイタスはクラスの確定の度合いを表す。

障害の原因が明確である、医学的情報が明確である、医学的情報と障害状況に一貫性がある、持てる能力を十分発揮している、障害程度の変化がない（進行しない）、肢体不自由等ではこれらに加えて水中での安全確保ができる、競技の基本となる特定の課題や動作を遂行するアスリートの能力が安定しており今後も安定を欠かない等の条件が確認された場合は“確定”という意味のステイタスが付与される。クラスの確定にまで至らず、クラスを見直す機会が必要な場合は”見直しが必要“という意味のステイタスが付与される。

”見直しが必要“のなかには障害は安定しているが成長による影響を追跡した方がよい、十分なトレーニングを得て再度見直しが必要などの場合は一定の期間を経過したのちクラス分け評価を受ける”期限付き見直し“が付与される。緩やかな疾患の進行があるなどの場合は”必要時見直し“となり、障害の悪化などクラス分け委員が必要と判断した時に、再度クラス分け評価を受ける必要がある。

また、クラス分けの実施体制に基づき主催等の全国レベルの大会でクラス分け評価を受けた場合は国内レベル（Jレベル）、地域指定大会等で受けた場合は国内暫定レベル（Lレベル）、選手自身によるパーソナルチェック（PC）の段階がある。つまり、全国レベルのクラス分け評価では、「J」（国内クラス確定）、「JR西暦年」（国内クラス期限付き見直し）、「JR」（国内クラス必要時見直し）を、地域指定大会等のクラス分け評価では、「L」（国内暫定クラス確定）、「LR西暦年」（国内暫定クラス期限付き見直し）、見直し「LR」（国内暫定クラス必要時見直し）のいずれかを付与する。

ただし、クラス分け評価の過程において、何らかの不一致があるなど確定や見直しに合致しない場合は「LJ」（国内大会のみ認める）、「LL」（地域大会のみ認める）などのステイタスとなることがある。

付与されたクラスとステイタスは一体化しており、ステイタスの優先順に従いそのステイタスのクラスが競技時のクラスとなる。

国際クラス分け評価を受けた競技者は確定を意味する「C」、一定期間後に国際クラスを見直す「FRD(R西暦年)」、国際クラス分け評価が実施される大会に参加する際はクラスを見直す「R」等が付与される。国際ライセンス登録をした選手で国際クラス分け評価が未実施の場合は「N」と表示される。

ステイタスは国内より国際ステイタスが優先され、「C」、「FRD(R西暦年)」、「R」、「J」、「JFRD(J西暦年)」、「JR」、「LJ」、「LL」、「L」、「LFRD(L西暦年)」、「LR」、「PC」の順に確定度が高い。

JPSFから指示がない限り、主催・共催大会や地域指定大会等にはJPSFが付与したクラスおよび国際クラスで出場しなければならない。

1. 3 クラス分け評価の受検や申請

1. 3. 1

JPSFに登録し競技大会に参加しようとする競技者は当連盟が指定したクラスやクラスステイタスを持っていなければならない。以下に示す障害種別毎にクラス分け評価または諸手続きをしなければならない。

1. 3. 2 肢体不自由、低身長

初めて競技に参加しようとする場合、地域指定大会で国内暫定のクラス(Lレベル=地域レベル)を得る必要がある。ただし、大会要項にパーソナルチェック(PC)のクラスで出場が認められている場合は、そのクラスで出場することができる。

1.3.2.1 JPSF主催・共催大会(全国レベル)で実施されるクラス分け評価(国内クラス)

主催・共催大会(全国レベル)へ出場する際は大会要項に指定したクラスとクラスステイタスで参加標準記録を突破していなければならない。ステイタスの出場要件を満たしていない場合は、クラス分け評価を受けなければならない。

全国レベルのクラス分け評価では障害についての医学的情報を事前に提出しておく必要がある。クラス分け評価はフィジカルアセスメント(ベンチテスト)とテクニカルアセスメント(ウォーターテスト)、競技観察を行う。競技観察には100mのS種目(自由形・背泳ぎ。バタフライ)と、100m(SB1~3は50m)のSB種目(平泳ぎ)を泳がなければならない。ただし、障害により競技観察は省略することがある。

クラス分け評価の対象者についてはそれぞれの大会要項にて明確にする。

1.3.2.2 地域指定大会（地域レベル）で実施されるクラス分け評価（国内暫定クラス）

地域指定大会（地域レベル）では1.4.2.1を緩和したものを行う。身体障害者手帳の記載事項や問診により医学的情報を収集するが、疾患によっては医学的情報の提出を求めることがある。これらの実施手順や項目、競技観察種目は地域連盟において定めることができる。

1.3.2.3 その他、JPSFが公認する大会で行うクラス分け評価

JPSFが認める記録会等においてクラス分けを実施する場合がある。この場合はクラス分けの実施体制に基づきクラスとステイタスが付与される。

大会要項にパーソナルチェックのクラスで出場がみとめられている場合に限り、パーソナルチェックのクラスで参加することができる。記録はそのクラスとステイタスで公認されるが、大会記録、日本新記録には該当しない。表彰についてはそれぞれの大会要項による。

1. 3. 3 視覚障害のクラス分け

競技に参加する場合、クラス分けのために次の手続きを行わなければならない。

1.3.3.1 JPSF主催・共催大会（全国レベル）で実施されるクラス分け評価（国内クラス）

JPSF主催・共催大会（全国レベル）へ出場する際は指定したステイタスとクラスにて参加標準記録を突破していなければならない。出場しようとする大会の要項に示されたクラス分けの出場要件を満たしていない場合はクラス分け評価を受けなければならない。

全国レベルのクラス分け評価は競技に先立って詳細な医学的情報を提出しなければならない。クラスは競技会前日に付与される。

1.3.3.2 地域指定大会に参加する場合（国内暫定クラス）

地域指定大会に出場する際は、競技に先立って矯正視力を証明するものを提出（身体障害者手帳に矯正視力の記載がない場合は診断書が必要）して、クラス分け申請手続きを行うこと。

1.3.3.2 その他

大会時でなくても1.3.3.1同等のクラスとステイタスの付与を希望する者は、詳細な医学的情報を提出することでクラス評価を受けられる。必要な書類を提出した後にクラス分け委員による評価を行いクラスとステイタスが付与される。付与されたクラスとステイタスは翌月から適用される。

1. 3. 4 聴覚障害者のクラス分け

聴覚、平衡、音声・言語障害の部は、身体障害者手帳に基づき登録時に自動的にクラス分けされる。

1. 3. 5 クラス分けに必要な医学的情報の提出

クラス分けでは医学的に証明される明確な運動障害等又は視覚障害があり、障害状態がクラス分け評価で測定できるものであることを証明する必要がある。もし、障害の原因となる医学的な情報が証明されない場合、W P Sのクラス分け規則に定めた障害でない場合ならびに障害状態が安定しない場合は、クラス 21 又はステイタス L Jとなる。

1. 4 クラスの見直しと変更について

1. 4. 1

必要に応じてクラス分け評価を行いクラス分けの変更が適切と判断された場合、クラスが変更になる。クラスが変更になった場合は新しいクラスとそのステイタスが優先される。

また、J-FCS クラス分け規則が変更になった場合はクラスが変更になる場合がある。

1. 4. 2 期限付き見直しステイタス「JR 西暦年」、「L 西暦年」の場合

このステイタスの場合、該当する西暦年に「JR 西暦年」であれば全国レベルの大会に、「L 西暦年」であれば地域レベルの大会に参加する際にクラス分け再評価を受けなければならない。ただし、実施数に限りがあるため該当年に実施できない場合がある。見直し年を経過した場合は早期にクラス分け評価を受けること。

1. 4. 3 新たな障害が追加され、クラスの見直しを希望する場合

新たな障害が追加された場合、競技者はそれを証明する書類（障害状況を証明する診断書等）を準備し、再度クラス分け評価を申し出ることができる。なお、新たに生じた障害が明確で安定していなければならない。新たな障害とは身体障害者手帳の等級が変更になる程度の障害である。見直しを希望する場合は技術委員会に申し出る（ホームページのお問合せメールより）。クラスの見直しによる再クラス分けをする大会はその選手が持っているステイタスと同じレベルで行うことを原則とする。

1. 4. 4 ステイタス「JR」又は「LR」で、障害の変化によりクラスの見直しを希望する場合

ステイタス「JR」又は「LR」である競技者で障害が進行した場合（おおむね身体障害者手帳の1等級程度の変化がある）は、再度クラス分け評価を希望することができる。この場合のクラス分け評価は競技者の保持しているステイタスと同じレベルの大会でクラス分け評価を行うことを原則とする。

あるいは、クラス分けチームから指示がある場合はクラス分け評価を受けなければならない。

1. 4. 5 国際ステイタスを保持している競技者で障害が変化した場合

国際ステイタス（C, R, R西暦年）を保持している競技者で障害が変化した場合や新たな障害が追加された場合、国内クラスを見直すには国際クラスとステイタスを放棄しなければならない。

い。その場合は、国際クラス差止めの手続きを行う必要がある。再クラス分け評価はJ P S Fが指示した大会で行われる。

1. 4. 6 クラス分けチームがクラス分け再評価を指示する場合

国内ステイタスのいずれであってもクラス分け委員が再評価を必要と判断した場合はクラス分け評価を受けなければならない。

1. 4. 7 再クラス分け評価時の特別出場について

J P S Fクラス分けチームよりクラス分け評価を受けるように指示がある競技者は、指示された大会にオープンで参加することができる。(標準記録を設定している大会は記録が突破できていなくても参加できる。この場合は大会参加申し込み手順に従い申し込みを行い、再クラス分け指示のコピーを添付すること。)

1. 5 クラス分け評価の中止

クラス分けパネルは大会のクラス分けチームのチーフと協議の上、競技者にクラスを付与できない場合はクラス分け評価を中止することができる。中止となった場合はその大会には参加できるが、順位、表彰の対象とはならない。クラス分け評価中止が連続した場合はクラス分けチームにて“意図的不実表示”とするかどうかを当該大会のクラス分けチーフ、医学的情報評価委員および技術副委員長にて協議し、決定される。

1. 6 意図的不実表示 (IM)

競技者はクラス分け評価のすべての過程において真摯に対応し、本来の能力を発揮しなければならない。クラス分け委員が、本来の能力を発揮していない、一連の評価において整合性がない、虚偽の可能性があるなどの判断をした場合は、“意図的不実表示”というクラスが付与される。

“意図的不実表示”と判断された場合はその時点から競技に参加できない。また、それ以降4年間はJPSFが主催・共催する大会や地域指定大会に参加できない。

1. 7 クラス分けの抗議

1. 7. 1

ステイタス「J」「JR 西暦年」の場合、自分のクラスに対する抗議をすることができる。この場合は以下の規定に従い申請をし、J P S Fが指定する大会にて抗議処理のクラス分け評価を受けなければならない。

1. 7. 2 抗議の手続き

抗議を希望する場合、所定の用紙に抗議理由を記入し自分が登録している地域連盟の大会に抗

議料及び手数料を添えて提出すること。抗議料は8,000円、手数料は2,000円とする。

1. 7. 3 抗議処理の対応

肢体不自由等の競技者の抗議処理委員会のメンバーは少なくとも12か月以内に該当競技者をクラス分けしたことの無いクラス分け1パネル3名、FCSに精通したクラス分け委員1名及び技術委員長又は副技術委員長のうち1名の合計5名とする。抗議によるクラス分けは、この条件が整う直近の主催大会にて行う。

視覚障害の競技者の抗議処理委員会はJPSFが認める委員と外部の視覚障害のクラス分けの知識を持った委員、技術副委員長にて構成される。抗議処理委員会にて指示された医学的情報等の提出し、指示された場所（大会又は指示された医療機関）で行われる。

1. 7. 4

抗議が認められれば抗議料は返金される。手数料は返金されない。

1. 8 大会の種類とクラス分け委員の構成

JPSF主催大会等の全国レベルの大会および地域指定大会等でクラス分けが行われる場合は、以下の規定に基づき実施されなければならない。

1. 8. 1 JPSF主催大会等の全国レベルの大会（国内クラス分け）

JPSF主催大会等における肢体不自由のクラス分けは、メディカルクラス分け委員1名及びテクニカルクラス分け委員1名を1パネルとして構成されなければならない。全体的なパネル数は大会に応じて調整する。クラス分けチームの主任は上級委員とする。クラス分け委員の総人数のうち半数が中級以上の公認委員であることとする。テクニカルクラス分け委員は他の競技役員を兼務することができる。

1. 8. 2 地域指定大会等（国内暫定クラス分け）

地域指定大会における肢体不自由のクラス分けはメディカルクラス分け委員とテクニカルクラス分け委員が共同して行わなければならない。地域指定大会のクラス分けには中級メディカルクラス分け委員を含み、クラス分け委員の総数のうち半数が初級以上の公認委員であることとする。クラス分けチームには上級メディカルクラス分け委員が1名含まれていること。総人数は地域指定大会の状況に応じて決定できる。テクニカルクラス分け委員は、他の競技役員を兼務することができる。

1.8.2.2

地域指定大会で1.8.2の規定に満たない場合は、必要な人員の派遣をJPSFに申し込めなければならない。派遣詳細は別に定める。

1. 8. 3

上記の大会以外でJPSFに事前に届け出たうえで、中級以上のクラス分け委員でパネルが構成できる場合はクラス分け評価を実施することができる。ステイタスは構成したパネルのメディカルクラス分け委員の認定ランクのレベルとする。また、すみやかに直近の大会にて競技観察を行い、クラス評価を完了することとする。

1. 9 公認クラス分け委員及び医学的情報評価委員について

クラス分けを実施する者は、JPSF公認クラス分け委員及び医学的情報評価委員である。これらの委員は一定の資格や講習を受けた者で、それぞれ別に定める規定に基づき公認される。

医学的情報評価委員は医学について専門的な知識やクラス分けの知識を有しており、医学的な側面からクラス分けをサポートする。

1. 10 クラス分けの結果の公表について

クラス分けの結果、クラス、ステイタス、CoEについては、JPSF ホームページの選手記録データベースにて検索、閲覧できる。閲覧できる範囲は当該年度に選手登録をしている範囲である。

参照：

[playersearch](http://playersearch.jp) | [（一社）日本パラ水泳連盟 \(paraswim.jp\)](http://paraswim.jp)

2. クラス分け評価の手順

2. 1 肢体不自由のクラス分け評価方法と手順

2. 1. 1 肢体不自由等のクラス分け評価の手順（国内クラス）

クラスを決定するに当たり、次の必要な手続き及びアセスメントを行う。

- ① 医学的情報の提出
- ② 誓約書
- ③ フィジカルアセスメント（陸上における運動機能評価：身体計測、筋力テスト、関節可動域テスト、協調性テストほか）
- ④ テクニカルアセスメント（ウォーターテスト：安全確保、伏し浮き、背浮き、スタート、ターン、4泳法など）
- ⑤ 競技観察 100mS種目（自由形・背泳ぎ・バタフライ）と100mSB種目（SB1～3は50m）

これらのうち①～④は競技会に先立ち実施され、競技者の支援者（成人のコーチやチームスタッフ等）が1名付き添わなければならない。

また、クラス分け評価中、必要に応じてクラス分け委員によるビデオ撮影する場合がある。
しかしながら選手側の撮影や記録は禁止とする。

アセスメント方法の詳細はWPSクラス分け規則に準ずる。参照：
[2022 World Para Swimming Classification Rules and Regulations FINAL.pdf \(paralympic.org\)](#)

クラス概要は、別表「J-FCSクラス分け概要一覧」参照のこと。

2. 1. 2 18歳未満の競技者を伴う競技者に対する保護者の責任について

18歳未満の競技者や法律的に保護が必要な競技者の保護者・成人後見人はJ-FCSクラス分け規則に規定されていることを理解し、これらの競技者がクラス分け評価を受ける際には、競技者に適切に助言を行うなど、保護者・成人後見人も協力しなければならない。

2. 2 視覚障害のクラス分け手順

地域指定大会においては、視覚機能が記載された障害者手帳のコピー又は医学的情報を提出しクラス申請を行う。

主催等全国大会のクラス分けを受ける場合は「別紙3 視覚障害クラス分け用診断書」を提出し、視覚障害クラス分け委員によりクラスが付与される。クラス分け委員より追加検査等の指示がある場合は速やかに対応すること。必要な情報が提出されない場合、クラスやステータスが付与されず、競技会に参加できないことがある。

選手が希望する場合は、参加する大会と関係なく別紙3をJPSSFクラス分けチームに提出することで主催大会レベルのクラスとステータスを付与することができる。

アセスメント方法はWPSクラス分け規則に準じる。参照；
[2022 World Para Swimming Classification Rules and Regulations FINAL.pdf \(paralympic.org\)](#)

実際のクラスは別表2「J-FCSクラス分け概要一覧」参照のこと。

2. 3 聴覚障害のクラス分け手順

上記1. 3. 4によってJPSSF登録時に自動的に登録される。

2. 4 コード・オブ・エクセプション (CoE 又は RE)

2. 4. 1

泳法は世界水泳連盟（以下WAと略す）の競技規則で定めた泳法が基本となっているが、障害のためできない場合や怪我の危険がある場合、障害により明らかな不利益が生じる場合等はWA

規則を緩和又は追加して障害に配慮した規則としている（例えばWPS-SW規則とそれに準拠したJPSF競技規則）。競技者の個々の障害状況に合わせて付与されるものコード・オブ・エクセプション（以下「CoE」という。）又は泳法例外コード（以下「RE」という。）と呼ぶ。CoEはクラス分け評価において付与される。

2. 4. 1. A

2018年以降に国際クラス分けを受検した競技者及び2018年WPSクラス分け規則に準じた国内クラス分け見直し済みの競技者のCoE。

H - HEARING IMPAIRED LIGHT OR SIGNAL REQUIRED

聴覚障害があるのでスタートを知らせるライト又はシグナルが必要

Y - STARTING DEVICE

スターティングデバイス（水中からのスタートでスターティンググリップ等が握れない場合に介助用具を使う。）

E - UNABLE TO GRIP FOR BACKSTROKE START

背泳ぎのスタートでスターティンググリップを握れない。

A - ASSISTANCE REQUIRED

（例えば入退水などの場面で）競技者を介助するスタッフが必要

T - TAPPERS タッパーが必要（壁が近づいたことを安全な用具でたたくなどして合図する人をタッパーと呼ぶ。）

B - BLACKENED GOGGLES 黒塗りのゴーグルが必要

DURING SWIMMING

0 - NIL 特になし

1 - ONE HAND START 片手でのスタート〈背泳ぎ〉

2 - Breaststroke - One Hand Touch 平泳ぎ-片手タッチ

3 - Breaststroke - Simultaneous Intent to Touch

平泳ぎ-同時タッチの意思を見せながらのタッチ

4 - Butterfly - One Hand Touch バタフライ-片手タッチ

5 - Butterfly - Simultaneous Intent to Touch

バタフライ-同時タッチの意思を見せながらのタッチ

7 - PART OF UPPER BODY MUST TOUCH 上半身の一部でタッチ〈平泳ぎ/バタフライ〉

8 - RIGHT FOOT MUST TURN OUT 右足はあおり足になってはならない。〈平泳ぎ〉

9 - LEFT FOOT MUST TURN OUT 左足はあおり足になってはならない。〈平泳ぎ〉

12 - LEG DRAG OR SHOW INTENT TO KICK

正規のキック動作をする意思を見せながらキックするか又は脚動作しないで脚を引きずった状態で泳ぐ。〈平泳ぎ〉

+ - BUTTERFLY KICK IS ABLE TO BE PERFORMED

バタフライキックを打つ機能がある。〈平泳ぎ〉

☆ - SB21で医学的理由により平泳ぎのキックを禁止されている競技者

2. 4. 1. B

2018年W P S クラス分け規則に準じた国内クラス分け見直し未対応の競技者のRE。大会のスタートリストにはコード符号の前に*が付記される

H - HEARING IMPAIRED LIGHT OR SIGNAL REQUIRED

聴覚障害があるのでスタートを知らせるライト又はシグナルが必要

Y - STARTING DEVICE

スターティングデバイス（水中からのスタートでスターティンググリップ等を握れない場合に介助用具を使う。）

E - UNABLE TO GRIP FOR BACKSTROKE START

背泳ぎのスタートでスターティンググリップを握れない。

A - ASSISTANCE REQUIRED（例えば入退水などの場面で）

競技者を介助するスタッフが必要

T - TAPPERS タッパーが必要（壁が近づいたことを安全な用具でたたくなどして合図する人をタッパーと呼ぶ。）

B - BLACKENED GOGGLES 黒塗りのゴーグルが必要

DURING SWIMMING

0 - NIL 特になし

1 - ONE HAND START 片手でのスタート〈背泳ぎ〉

2 - RIGHT HAND TOUCH 右手での片手タッチ〈平泳ぎ/バタフライ〉

3 - LEFT HAND TOUCH 左手での片手タッチ〈平泳ぎ/バタフライ〉

4 - RIGHT HAND TOUCH WITH SIMULTANEOUS INTENT TO TOUCH WITH OTHER

もう一方の手と同時タッチの意思を見せながら右手での片手タッチ〈平泳ぎ/バタフライ〉

5 - LEFT HAND TOUCH WITH SIMULTANEOUS INTENT TO TOUCH WITH OTHER

もう一方の手と同時タッチの意思を見せながら左手での片手タッチ〈平泳ぎ/バタフライ〉

6 - SIMULTANEOUS INTENT TO TOUCH

同時タッチの意思を見せながらのタッチ〈平泳ぎ/バタフライ〉

7 - PART OF UPPER BODY MUST TOUCH 上半身の一部でタッチ〈平泳ぎ/バタフライ〉

8 - RIGHT FOOT MUST TURN OUT 右足はあおり足になってはならない。〈平泳ぎ〉

9 - LEFT FOOT MUST TURN OUT 左足はあおり足になってはならない。〈平泳ぎ〉

12 - LEG DRAG OR SHOW INTENT TO KICK

正規のキック動作をする意思を見せながらキックするかまたは脚動作しないで

脚を引きずった状態で泳ぐ。〈平泳ぎ〉

+ - BUTTERFLY KICK IS ABLE TO BE PERFORMED

バタフライキックを打つ機能がある。〈平泳ぎ〉

☆ - SB21で医学的理由により平泳ぎのキックを禁止されている競技者

2. 4. 2 コード・オブ・エクセプション (CoE) の変更

付与されたコード・オブ・エクセプションは、競技観察においてパフォーマンスが確認されたとき変更されることがある。また、クラス変更には至らないが障害が変化した、又はプールコンディションに左右されるなど客観的かつ安全的な観点にて競技者から申し出がある場合は変更されることがある。競技者の最新のコード・オブ・エクセプションは、JPSFホームページや大会のスタートリストにて確認することができる。

別表 1 A ステータスについて

PC : 選手や関係者がJPSFのセルフチェックシステムにて回答形式で導かれたクラスである。競泳を始める際の目安とすることができる。大会へ出場する際の取り扱いについてそれぞれの大会要項に記載する。

L : 地域指定大会等で簡易的なJ-FCSクラス分け評価を受けた暫定的な国内クラスであることを意味する。クラスが安定している場合「L」、期限付き見直し「LR西暦年」、必要時見直しは「LR」となる。

日本パラ水泳選手権大会やジャパンパラ水泳競技大会に参加するためには、まず、このステータスのクラスが必要である。このステータスで、ジャパンパラ水泳競技大会に参加するときにはクラス分け評価を必ず受けなければならない。日本パラ水泳選手権大会に出場するときには大会要項に従い、必要に応じてクラス分け評価を申し込むこと。なお、主催大会で“クラスなし”と判定された場合は「LL」となる。「LL」の場合は地域指定大会のみ参加できる。

J : 日本パラ水泳選手権大会やジャパンパラ水泳競技大会等のJPSF主催大会等でJ-FCSクラス分け評価を受けた国内クラスであることを意味する。このステータスは「L」レベルより優先される(クラスの確定度が高い)。クラスが確定している場合は「J」、期限付き見直しは「JR西暦年」、必要時見直しは「JR」となる。

主催大会でクラス分けを受けた結果、医学的情報が不十分、クラス分け評価が完了しない、整合性が取れない等、国際クラス分け規則の適用とならない場合等は「LJ」となる。「LJ」はWPS公認大会に参加することができない。ただし、日本パラ水泳選手権大会は参加できる。

また、JPSF主催大会でクラス分けを受けたが、水泳技術において未熟である場合は「L」とする場合がある。

<p>N：国際ライセンス登録をしており、国際クラス分け受検を待機している場合は「New：新しい選手」と表記される。国内ではN（国内クラス）と表記する。</p>
<p>R：RはWPS公認大会の国際クラス分けでクラス分け評価を受けた競技者で、Cステイタスに至っておらず、クラスの再評価が必要な国際クラスであることを意味する。「Review：見直し」という意味がある。WPS公認クラス分けが実施される大会に参加する場合はクラス分け評価を受けなければならない。「R西暦年」は指示された期限まで見直しは不要だが、その年にはクラス分け評価が必要な場合に付与される（FRD）。例えばR2020は2020年の最初に出場する国際クラス分けを実施する大会で国際クラス分け評価を受けなければならない。</p>
<p>C：Cは、WPS公認大会の国際クラス分けでクラス分け評価を受けた競技者で、クラスが確定している国際クラスであることを意味する。「Confirmed：恒久的」という意味がある。</p> <p>Cステイタスになった以後は国際クラス分け評価を受ける必要はない。ただし、WPSから指示がある場合や規則が変更になった場合は再度クラス分け評価を受けなければならない。</p>

- 注1 「LR(西暦)」、「JR(西暦)」と記載されている場合、そのステイタスと同等の大会で指定された年にクラス分けを受けなければならない。
- 注2 「LR」、「JR」の場合は、競技者が、疾患が進行したという証明を提出し、クラス分けチームが認めた場合、クラス分け評価を再度受けることができる。
- 注3 L～Jのいずれであっても、クラス分け委員から指示があればクラス分け評価を受けなければならない。
- 注4 「R(西暦)*」は、国際クラスを国内クラス分けで再確認した場合に追記される。
- 注5 WPS公認大会で国際クラス分け評価を受けて、クラス分け中止となった場合、国内クラスは21またはステイタスLJとなる。

別表1B ステイタスの一覧と関連事項

レベル	ステイタスの種類	関連大会等	日本記録の公認
セルフチェック	PC	地域大会、通信記録会など大会要項に記載がある場合	×
Lレベル	L・L西暦・LR・LJ・LL	地域指定大会／中級を含むクラス分け委員で実施されたクラス分け	×
Jレベル	J・J西暦・JR	日本パラ水泳選手権大会、ジャパンパラ水泳競	○

		技大会や春季チャレンジレースはどで、上級を含むクラス分け委員で実施されたクラス分け	
国際レベル	C・R西暦・R	WPS公認クラス分けが実施された大会で行われたクラス分け	○

別表2. J-FCSクラス分け概要一覧

1. 肢体不自由

クラス	得点	クラス	得点
S1	≤65	SB1	≤65
S2	66-90	SB2	66-90
S3	91-115	SB3	91-115
S4	116-140	SB4	116-140
S5	141-165	SB5	141-165
S6 ^a	166-190	SB6 ^a	166-190
S7 ^b	191-215	SB7 ^b	191-215
S8	216-240	SB8	216-240
S9	241-265	SB9	241-275
S10	266-285		

a. S6/SB6には、低身長症の選手も含まれる。

b. S7/SB7には、低身長症の選手も含まれる。

個人メドレーの競技クラスの付与は、選手のS泳法とSB泳法の競技クラスを基に計算される。計算は整数に四捨五入される。例えば、計算で6.5という結果の場合は競技クラスSM7となる。

例：選手にS5以上（即ちS6）の競技クラスが付与されている場合、個人メドレー競技クラス(SM)の付与は、以下のように計算される：

$$\frac{3 \times S \text{クラス} + 1 \times SB \text{クラス}}{4} = \text{SM競技クラス}$$

例：選手にS4以下の競技クラスが付与されている場合、個人メドレー競技クラス(SM)の付与は、以下のように計算される：

$$\frac{2 \times S \text{クラス} + 1 \times SB \text{クラス}}{3} = SM \text{競技クラス}$$

2. 視覚障害

クラス	障害プロフィール (矯正メガネ等を使用したもっとも良い状態の視覚機能でクラス分けされる。)
S11・SB11・SM11	LogMAR 2.60 (少数視力 0.0025 相当) より悪い場合
S12・SB12・SM12	LogMAR 2.60 (少数視力 0.0025 相当) ~ LogMAR 1.50 (少数視力 0.03 相当) 又は視野が直径 10 度未満の場合又はその両方の場合
S13・SB13・SM13	LogMAR 1.0 (少数視力 0.1 相当) 以下の場合又は視野が直径 40 度未満の場合又はその両方がある場合
S21・SB21・SM21	S11~13 に該当しない場合 (= このクラスは WPS クラスに該当しない。) 屈折異常の病名のみの場合

* コンタクトレンズ、矯正レンズを使っているものは競技で使用するか否かに関らずクラス分け時はそれを使用することが義務付けられている。

** クラス 11 の競技者は見えない (黒く塗りつぶした) ゴーグル等の着用が義務付けられている。ただし、両眼が義眼の選手はこの限りではない場合がある。

3. 聴覚障害

S15・SB15・SM15	聴覚障害を明記した身体障害者手帳を所持している者 (このクラスは WPS クラスに該当しない。)
---------------	---

付則：この規程は平成 21 年度から実施する。

付則：平成 22 年度 RE について一部修正

付則：平成 24 年度 WPS 2011.5 版に準じて一部修正

付則：平成 25 年度 諸手続きを明文化し加筆、WPS の通達により医学的証明について追加

付則：平成 26 年度 WPS 競泳競技規則やクラス分けコードの 2014 改定ならびに 2014 年内の WPS からの通達等により更新、公認競技役員規程 2015 改定により修正

付則：平成 28 年度 WPS クラス分け規則の改定により一部修正

付則：平成 29 年度 WPS クラス分け規則の改定により一部修正

付則：2018 年 WPS クラス分け規則の改定により一部修正

付則：2019 年 WPS クラス分け規則の改定により一部修正

付則：2022 年 一部修正

付則：２０２３年 WPS クラス分け規則の規定により一部修正

付則：２０２４年 JPC クラス分け規程により一部修正

用語の補足説明

主催・共催大会：JPSF が主催する大会で日本パラ水泳選手権大会と春季チャレンジレースをいう。共催する大会とはジャパンパラ水泳競技大会をいう。これらの大会は全国レベルの大会である。

公認大会：JPSF の競技規則やクラス分け規則により実施され、JPSF が指示した JPSF 公認競技役員が従事しているなどの要件を満たした大会で、その記録は JPSF に報告され、JPSF のホームページの「選手記録データ」に反映される。具体的には地域指定大会や JPSF 主催の通信記録会大会等である。

別表3 (一社) 日本パラ水泳連盟 視覚障害クラス分け用診断書

記載日 西暦 年 月 日

ふりがな

患者氏名 : 性別 : 男 ・ 女

生年月日 : 西暦 年 月 日生 () 歳

診断名 :

眼所見 (前眼部、 中間透光体、眼 底、その他) * 検査結果添付	
右視力	RV= (x D = D Ax)
左視力	LV= (x D = D Ax) 競技に使用するしないにかかわらず矯正視力も測定のこと。
視野 * 検査結果添付	ゴールドマン動的視野だとⅢ-4e、ハンフリー静的視野だと Full Field 120 Point Screening Test Ⅲ White という条件で測定してください。 結果 直径10度未満 ・ 直径40度未満 ・ 測定不能 何らかの狭窄を認めるが該当せず ・ 異常なし
特記事項 (義眼、飛び込み禁止など競泳競技における医学的留意点があれば記載してください。)	

※検査結果は6カ月以内のものを有効とする

医療機関名

住所 〒

電話

医師名 (自署または印)